

事 務 連 絡  
平成29年7月26日

建設業者団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について、別添1のとおり平成27年4月30日付け国土建推第3号をもって、貴会傘下会員への指導方をお願いしたところですが、別添2のとおり、今般、建設業者1社に対して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法に基づき、同法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反する行為があったとして、同法第6条第1項に基づく勧告がなされました。

つきましては、貴会傘下会員に対し、今般の勧告について周知されるとともに、建設工事の請負契約等における消費税の円滑かつ適正な転嫁について改めて注意喚起を行っていただくようお願いします。